

由布市告示第101号

平成27年第3回由布市議会臨時会を次のとおり招集する

平成27年10月30日

由布市長 首藤 奉文

- 1 期 日 平成27年11月6日
 - 2 場 所 挾間庁舎由布市議会議事堂
-

○開会日に応招した議員

太田洋一郎君	野上 安一君
加藤 幸雄君	工藤 俊次君
鷺野 弘一君	廣末 英徳君
甲斐 裕一君	長谷川建策君
小林華弥子君	新井 一徳君
佐藤 郁夫君	溝口 泰章君
渕野けさ子君	佐藤 人已君
田中真理子君	利光 直人君
生野 征平君	太田 正美君
工藤 安雄君	

○応招しなかった議員

なし

平成27年 第3回(臨時)由布市議会会議録(第1日)

平成27年11月6日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成27年11月6日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 常任委員会委員の選任
- 日程第4 議会運営委員会委員の選任
- 日程第5 由布大分環境衛生組合議会議員の選挙
- 日程第6 大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第7 報告第19号 専決処分の報告について「和解及び損害賠償の額を定めることについて」
- 日程第8 報告第20号 専決処分の報告について「和解及び損害賠償の額を定めることについて」
- 日程第9 議案第65号 監査委員の選任について
- 日程第10 議案第66号 ネットワーク機器の取得について

追加日程

- 日程第1 議会広報編集特別委員会委員の辞任
- 日程第2 議会広報編集特別委員会委員の選任
- 日程第3 議会活性化調査特別委員会委員の辞任
- 日程第4 議会活性化調査特別委員会委員の定数変更
- 日程第5 議会活性化調査特別委員会委員の選任

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 常任委員会委員の選任
- 日程第4 議会運営委員会委員の選任
- 日程第5 由布大分環境衛生組合議会議員の選挙
- 日程第6 大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

日程第7 報告第19号 専決処分の報告について「和解及び損害賠償の額を定めることについて」

日程第8 報告第20号 専決処分の報告について「和解及び損害賠償の額を定めることについて」

日程第9 議案第65号 監査委員の選任について

日程第10 議案第66号 ネットワーク機器の取得について

追加日程

日程第1 議会広報編集特別委員会委員の辞任

日程第2 議会広報編集特別委員会委員の選任

日程第3 議会活性化調査特別委員会委員の辞任

日程第4 議会活性化調査特別委員会委員の定数変更

日程第5 議会活性化調査特別委員会委員の選任

出席議員（19名）

1番 太田洋一郎君	2番 野上 安一君
3番 加藤 幸雄君	4番 工藤 俊次君
5番 鷺野 弘一君	6番 廣末 英徳君
7番 甲斐 裕一君	8番 長谷川建策君
10番 小林華弥子君	11番 新井 一徳君
12番 佐藤 郁夫君	14番 溝口 泰章君
15番 淵野けさ子君	16番 佐藤 人已君
17番 田中真理子君	18番 利光 直人君
19番 生野 征平君	20番 太田 正美君
21番 工藤 安雄君	

欠席議員（なし）

欠 員（3名）

事務局出席職員職氏名

局長 溝口 隆信君	書記 馬見塚量治君
書記 三重野鎌太郎君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	島津 義信君
総務部長	梅尾 英俊君	総務課長	衛藤 公治君
財政課長	御手洗祐次君	総合政策課長	奈須 千明君
契約管理課長	加藤 裕三君	会計管理者	友永 善晴君
産業建設部長	生野 重雄君	健康福祉事務所長	河野 尚登君
環境商工観光部長	佐藤 眞二君	挾間振興局長	平松 康典君
庄内振興局長	一法師恵樹君	湯布院振興局長	小野 啓典君
教育次長	森山 金次君	消防長	大久保 篤君

午前10時00分開会

○議長（工藤 安雄君） 皆さん、おはようございます。

これより、平成27年第3回由布市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は19人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、各部長、関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（工藤 安雄君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、8番、長谷川建策君、11番、新井一徳君の2名を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3. 常任委員会委員の選任

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第3、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、総務常任委員に工藤安雄、田中真理子さん、佐藤郁夫君、小林華弥子さん、廣末英徳君、鷺野弘一君、加藤幸雄君の以上7人を、教育民生常任委員に太田正美君、利光直人君、佐藤人己君、淵野けさ子さん、新井一徳君、野上安一君の以上6人を、産業建設常任委員に生野征平君、溝口泰章君、長谷川建策君、甲斐裕一君、工藤俊次君、太田洋一郎君の以上6人を、それぞれ指名をいたします。

日程第4. 議会運営委員会委員の選任

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第4、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、淵野けさ子さん、新井一徳君、甲斐裕一君、加藤幸雄君、佐藤郁夫君、長谷川建策君、廣末英徳君の以上7人を指名いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に委員会条例第9条第2項により、各委員会の委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

午前10時02分休憩

.....

午前10時02分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開いたします。

休憩中に各委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いておりますので、報告をいたします。

まず、総務常任委員会委員長に廣末英徳君、副委員長に鷺野弘一君。

次に、教育民生常任委員会委員長に淵野けさ子さん、副委員長に野上安一君。

次に、産業建設常任委員会委員長に甲斐裕一君、副委員長に太田洋一郎君。

次に、議会運営委員会委員長に佐藤郁夫君、副委員長に長谷川建策君。

以上のお通り互選された旨、報告がありました。

日程第5. 由布大分環境衛生組合議会議員の選挙

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第5、由布大分環境衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、由布大分環境衛生組合議会議員に工藤安雄、太田正美君、利光直人君、新井一徳君、鷺野弘一君、太田洋一郎君の以上6人を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名いたしました方を由布大分環境衛生組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました工藤安雄、太田正美君、利光直人君、新井一徳君、鷺野弘一君、太田洋一郎君の以上6人が由布大分環境衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました方が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第6. 大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第6、大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたします。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、大分県後期高齢者医療広域連合議会議員に野上安一君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名いたしました野上安一君を大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました野上安一君が大分県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選をされました。

ただいま当選されました野上安一君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時06分休憩

.....

午前10時06分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開をいたします。

----- . ----- . -----

追加日程第1. 議会広報編集特別委員会委員の辞任

追加日程第2. 議会広報編集特別委員会委員の選任

追加日程第3. 議会活性化調査特別委員会委員の辞任

追加日程第4. 議会活性化調査特別委員会委員の定数変更

追加日程第5. 議会活性化調査特別委員会委員の選任

○議長（工藤 安雄君） お諮りします。ただいま、議会広報編集特別委員会委員等から、特別委員の辞任願等が提出されております。

ついては、この提出案件5件を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第5として議題にいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、提出案件5件は追加日程第1から追加日程第5として議題とすることに決定いたしました。

まず、追加日程第1、議会広報編集特別委員会委員の辞任については、特別委員全員から辞任願が提出されましたので、許可をいたしました。

次に、追加日程第2、議会広報編集特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付のとおり9人を指名いたします。

次に、追加日程第3、議会活性化調査特別委員会委員の辞任については、特別委員全員から辞任願が提出されましたので、許可をいたしました。

次に、追加日程第4、議会活性化調査特別委員会委員の定数変更を議題といたします。

お諮りします。議会活性化調査特別委員会委員の定数については、委員会構成替えに伴い、委員会条例第6条第2項の規定により、12人以内に変更したいと思っております。御異議ございません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、議会活性化調査特別委員会の委員の定数は12人以内と決定いたしました。

次に、追加日程第5、議会活性化調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付のとおり11人を指名いたします。

ここで暫時休憩します。

午前10時08分休憩

.....

午前10時08分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開いたします。

休憩中に、委員会条例第9条第2項により、各特別委員会の委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時08分休憩

.....

午前10時15分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開します。

休憩中に各特別委員会委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いていますので、報告をいたします。

まず、議会広報編集特別委員会委員長に田中真理子さん、副委員長に加藤幸雄君。

次に、議会活性化調査特別委員会委員長に利光直人君、副委員長に小林華弥子さん。

以上のとおり互選された旨報告がありました。

----- . ----- . -----

日程第7. 報告第19号

日程第8. 報告第20号

日程第9. 議案第65号

日程第10. 議案第66号

○議長（工藤 安雄君） 次に、本臨時会に提出されました報告第19号及び報告第20号の報告2件、議案第65号及び議案第66号の議案2件について、一括上程いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。臨時会に当たりまして、先般の市制施行

10周年記念大会におきましては、議員の皆様にご参加をいただきまして誠にありがとうございました。10周年をしっかりと振り返って、これからの展望というものが開けたのではないかなど思っております。大変ありがとうございました。

それでは、上程されました付議事件につきまして、一括して提案理由を説明いたします。

本臨時会で御審議をお願いいたします案件は、報告2件、議案2件であります。

まず、報告第19号専決処分の報告について「和解及び損害賠償の額を定めることについて」は、庁舎駐車場の管理瑕疵により、自動車が損傷したことによる和解及び損害賠償を、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第20号専決処分の報告について「和解及び損害賠償の額を定めることについて」は、市の草刈り作業時の飛び石による自動車の損傷に対する和解及び損害賠償を、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告をするものであります。

次に、議案第65号監査委員の選任については、市議会議員から選任される監査委員に欠員が生じたことから、議会の推薦をいただきました小林華弥子議員の選任について、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第66号ネットワーク機器の取得については、9月25日に指名競争入札を執行した結果、株式会社オルゴが消費税を含む3,453万8,400円で落札し、9月29日付で仮契約を締結をいたしました。この物品購入仮契約を本契約とするために、由布市有財産条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細は担当部長より説明をさせますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（工藤 安雄君） 市長の提案理由の説明が終わりました。次に、ただいま上程されました各議案について、詳細説明を求めます。報告第19号、報告第20号及び議案第66号について続けて詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（梅尾 英俊君） 総務部長です。御説明をいたします。

報告第19号をお願いいたします。

報告第19号専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。平成27年11月6日提出、由布市長。

次ページをお願いいたします。専決処分書でございます。平成27年9月24日に専決処分を行ったものです。

内容は次のページをごらんください。当事者は記載のとおりでございます。

事故の概要については、平成27年7月31日、午後6時50分ごろ、由布市庄内町柿原302番地の由布市役所庄内庁舎駐車場において、市の管理瑕疵により駐車場に固定していた目印用ロープのくぎが抜けていたため、乙が運転する自動車が通過した際に後輪タイヤにくぎが刺さり、乙の車両に損害を与えたものでございます。

和解条件としては、市が過失割合100%であることを認め、損害賠償額9,936円を支払うものです。

なお、金額については、乙からタイヤ購入後間がないため、新品購入の要望がありましたので、保険会社と協議の上、要望に沿った賠償額になっております。

また、その後の事故予防策については、これまでの間で、職員への専用区域の周知もできております関係から、看板のみにして目印用のロープは撤去しております。

次ページに事故状況写真を添付しております。

次に、報告第20号をお願いいたします。

報告第20号専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。平成27年11月6日提出、由布市長。

次ページをお願いいたします。専決処分書でございます。平成27年9月28日に専決処分を行ったものです。

内容は、次ページをごらんください。当事者は記載のとおりでございます。

事故の概要については、平成27年8月17日午前9時50分ごろ、由布市庄内町東長宝241番地付近の国道210号線沿いにおいて、市の過失により、草刈り作業中に石をはね上げたため、乙所有の自動車が通過した際に、左側窓ガラスを破損させ、乙の車両に損害を与えたものでございます。

和解条件としては、市が過失割合100%であることを認め、損害賠償額5万7,348円を支払うものです。

なお、今後の予防策については、草刈りをする作業員と小石をはね上げて飛ばないように立ってガードする作業員の2人1組で行うようにいたします。

次ページに事故状況写真を添付しております。

次に議案第66号をお願いいたします。

議案第66号ネットワーク機器の取得について。ネットワーク機器の取得について由布市有財産条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成27年11月6日提出、由布市長。

1、取得する財産、ネットワーク機器。2、数量、一式。3、取得価格、3,453万

8,400円、消費税を含んでおります。4、契約の相手方、大分市東春日町1番1号、株式会社オルゴ、代表取締役社長岡田慎二。

次ページをお願いします。物件購入仮契約書を添付しております。仮契約書については、9月29日付で締結をしております。

本件につきましては、電算システムをつなぐ行政ネットワークを構成する通信機器の保守期限が到来していることから、サービスを継続して提供できるシステムを構築するため、ネットワーク関連機器の購入を行うものです。ネットワーク機器の故障による通信障害等が起きると行政サービスの運用に支障を来しますので、システムの強化に努めてまいりたいと考えております。

詳細説明は以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 詳細説明が終わりました。

お諮りします。ただいま上程され、議題となっております各案件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

これより審議に入ります。

まず、報告第19号専決処分の報告について「和解及び損害賠償の額を定めることについて」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、報告第20号専決処分の報告について「和解及び損害賠償の額を定めることについて」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第65号監査委員の選任についてを議題として質疑を行います。ここで、地方自治法第117号の規定により、小林華弥子さんの退場を求めます。

〔10番 小林華弥子君 退場〕

○議長（工藤 安雄君） 失礼いたしました。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決いたします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立16名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、小林華弥子さんの入場を許可します。事務局、連絡をお願いします。

〔10番 小林華弥子君 入場〕

○議長（工藤 安雄君） ただいま、監査委員の選任につきましては、同意されたのでお知らせをいたします。

次に、議案第66号ネットワーク機器の取得についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。瀏野けさ子さん。

○議員（15番 瀏野けさ子君） 15番、瀏野です。質疑させていただきます。私は機械、ちょっと苦手な内容なんですけど、教えていただきたいと思います。これは、ネットワーク機器の関連機器の老朽化も備えてと、あわせてということですけども、これは今、国民一人一人に、赤ちゃんからお年寄りまでに12ケタの番号がつくナンバー制度に関連のある機器なのかどうか、そのイメージがちょっとわかりませんので、教えていただきたいと思います。

やはり、心配されて皆さん前回の議会のときも一般質問ありましたけど、その機器では副市長の答弁の中に一括管理でなくて、分割で管理するというようなことを言われておりました。そしてまた、庁舎内の中でもプライバシーのこと等もあるから、そこは暗号性にするとかいうことも聞いているんですけど、そういうことも含めての機器なのか、これを購入してどういうふうに仕事がしやすくなるのか、その内容を教えてください。

○議長（工藤 安雄君） 総合政策課長。

○総合政策課長（奈須 千明君） 総合政策課長です。お答えをいたします。

今回の電算システムに係るネットワーク機器の取得についてでございますが、直接的にはマイナンバーに係るものではございません。

本来ネットワークは、数々のネットワーク機器によって形づくられておまして、それぞれの機器が独自の役割を果たしていきながら、仕組みもさまざまであります。こうした機器が定材適所で働いているのが現在のネットワークとなっております。由布市が始まってからもう10年が経過をして、保守期限が到来をしたということで、その機器について更新をするということがあります。

ただ、仕様書にもございますが、10番目ですか、統合端末用タッチパネルディスプレイというものにつきましては、番号制度に伴って窓口でこのディスプレイが必要になるということでありますので、今回の関連機器の取得とあわせて取得をしていくというものでございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 渕野けさ子さん。

○議員（15番 渕野けさ子君） 確認ですけど、マイナンバー制度にはあまり、じゃなくて、10年たったので耐用年数というか、きちんとしたものにしかえたいということで理解していいですね。はい、ありがとうございます。

○議長（工藤 安雄君） ほかに、質疑。加藤幸雄君。

○議員（3番 加藤 幸雄君） 3番、加藤幸雄です。ネットワーク機器の更新だということで今お聞きしましたけども、今、本庁舎、工事始まっておりますけども、この工事が始まったときに、どうしてもこのネットワーク関係はついてくると思うんですけども、この部分と本庁舎のときの兼ね合いといいますか、接続といいますか、その辺のところを含められるぐらいの容量があるのか、ここは単独だけしか動かないのか、その辺をお聞きします。

○議長（工藤 安雄君） 総合政策課長。

○総合政策課長（奈須 千明君） 総合政策課長です。お答えをいたします。

今回取得する機器につきましては、ネットワークシステムの中でも上位の機器、主だった機器ということではありますが、一部につきましては本庁舎方式を見越んでシステムをつなぐ意味でその部分も含んだ機器も入ってございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 加藤幸雄君。

○議員（3番 加藤 幸雄君） 接続できるようになっていると今お聞きしましたけども、接続する場合にメーカーが変わると接続費用というのがかなりかかってくるんですけども、その辺のところは費用がかからない方法の仕様書で契約をしているのかどうかお聞きします。

○議長（工藤 安雄君） 総合政策課長。

○総合政策課長（奈須 千明君） お答えをいたします。

由布市の行政ネットワークの通信機器につきましては、やはり通信機器に相性というものがございますので、その辺は考慮した形で通信機器間でいろんな障害が発生しないようにということでの配慮はしております。

以上です。

○議員（3番 加藤 幸雄君） 今、あまり費用が発生しないというお話でしたけども、あとのつなぎの部分の部分が安く受けた場合、そこのメーカーじゃないとあとの費用が高くなるとかということが

発生するもので、その辺のところが一番懸念しているんですけども、そういうふうに費用があとになってかさむということはないでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 総合政策課長。

○総合政策課長（奈須 千明君） お答えをいたします。

なるべくそういうことがないようにということで機器の選定等も行っているということでございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） ほかに質疑ございませんか。溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） 溝口です、14番。ネットワーク機器冗長化ということ、そして関連機器も老朽化でそこを整理していくということでございますけれども、平たく冗長化ということが具体的にどんなことなのかを説明をしていただきたいのが1点と、これは新庁舎での庁内LANの整備にもなってくるかと思えます。そのあたりの役割、庁内LANの関連でこういう機器が必要になったのかということ。

もう一点が先ほど説明もありましたけども、10番目のタッチパネルを3台購入するようになりますけれども、このタッチパネルで確認になります。多分、市民の方がお見えになったときに自分のマイナンバーを打って、そして人から見られないように打って確認するためのタッチパネルだと思うんですけども、これが3台、どこに配置するのか、3台をです。その3つの点について教えていただきたいと思えます。

○議長（工藤 安雄君） 総合政策課長。

○総合政策課長（奈須 千明君） お答えをいたします。

まず、最初の御質問にありました冗長化の分でございますが、この冗長化ということにつきましては、一部の設備は故障しても、サービスが継続して提供できるようにシステムを構築していくという意味でございまして、例えばウェブのサーバーが2台を用意して同じサービスを実行させておいて、片方のサーバーが故障しても片方のサーバーがリクエストに応えることができるですとか、また接続回線を複数用意して、片方が断線してもトラブルが起きないようにしていくというようなことが冗長化ということになっております。

それから、本庁方式になって庁内LANとかその辺の分との関係性という御質問ですが、この今回取得するネットワークの機器につきましては、ネットワーク関連機器の中でも非常に上位の主だった機器でございますので、その辺は今回取得した機器に合わせてまた配線とか回線をつくっていくということですので、そういうことにもつながっていくということにしております。

それから、タッチパネルが議員も今御説明いただいたように、市民の皆さんが窓口で直接使うということでのタッチパネルということで、各庁舎に1台ずつ配置するというので、設置する

ということで3台ということになっております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） わかりました。これも確認です。新庁舎じゃなくて、具体的には湯布院と挾間の振興局につなげる、つなぐというか、に市民が出向いているんな手続を行う際の機能を有するということですね。はい、わかりました。

○議長（工藤 安雄君） ほかに、野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） 加藤議員と関連ございますけど、1年以内に庁舎の移転が考えられておりますけど、この時期にこれだけの金額をかけてするよりか、庁舎の移転後でもいいんじゃないかというふうなことを思いますが、今の時期がよりベターなのかっていうことをちょっとお尋ねします。

もう一点、オルゴという会社、この会社自体はどういう会社なのか教えてください。

もう一点は、この金額が出てきた算出根拠、いわゆる仕様書があったと思うんですけど、市当局がさきの消防車のことではございませんが、市当局がこの金額を出してきた金額の根拠についてわかる範囲で教えてください。

○議長（工藤 安雄君） 総合政策課長。

○総合政策課長（奈須 千明君） お答えをいたします。今の……。

○議員（2番 野上 安一君） 庁舎が移転するのにその時期でいいんじゃないかということについて。

○総合政策課長（奈須 千明君） 基本的には年数といいますか、保守の年数が27年度末で切れるということで、本年度中に必要ということであります。

それから、次にオルゴの会社のことについてお答えをいたします。この会社につきましては、平成16年の2月に設立をされているんですが、大分県内の自治体に共同利用のアウトソーシングサービスを提供する企業ということで、4社が共同出資をした会社で、平成16年の2月に設立をされておまして、平成27年、ことしの7月1日には名称が株式会社オルゴというふうに変わっております。自治体関連のアウトソーシングという企業でしたが、今後は民間の企業等のサービスもしていくということとなっております。

歳出根拠につきましては、見積書を徴して設計金額をつくったということしております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） 指名業者のうち、富士通さんは御辞退をしています。オルゴさんと富士通さんの関係が何らかの形であるのか、再度お尋ねします。

それから、見積もりを取った業者は何社、どことどの業者で何社取った上で、由布市の金額がどのように決定されたのかということ。

加藤議員の質問と関連しますが、庁舎移転後では間に合わなかったのか。耐用年数等の関係もあるんでしょうけど、それが2年も3年も前後するんであればと思いますが、もう近々に庁舎移転をします。そのときにまた何千万もかけてその移転費用、あるいは経費がかかるんじゃないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 総合政策課長。

○総合政策課長（奈須 千明君） 見積もりにつきましては3社からいただいております。まず1社はオルゴです。それから富士通株式会社、それから九州東芝エンジニアリングから見積もりをいただいております。

先ほど、オルゴと富士通の関係で申し上げますと、先ほど4社の共同出資による会社ということでしたが、その4社の1つには株式会社富士通九州システムズは入っておりますが、この今回の富士通株式会社とは直接は関わりはないというふうに考えております。

それから、今の時期に更新をするということで、将来的に、近いうちに費用がかかることはないのかという御質問でございますが、今回の分は基幹的な部分の関連機器の取得ということで、この部分は本当に必要な部分でございますので、ネットワークの関連機器で後日新たに必要なものと重なるということではないということでございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） ほかに質疑はございませんか。太田正美君。

○議員（20番 太田 正美君） 20番、太田です。添付書類の別表に契約保証金がうたわれていますが、明細については何も書いていません。その辺の詳しい事情と入札結果一覧表の最後の下のほうに、着手日が27年9月29日から完成日が27年12月18日ともう既にうたわれております。結局、既にきょうが11月6日ということで、既にもうこの着手されているというふうに理解していいのでしょうか。

それと、そこの前の上段に納入後の空箱とかの取り扱いをうたっていますが、古いサーバー等の処理をどういう経費でこれは処分するのか、その辺お尋ねしたいと思います。

○議長（工藤 安雄君） 総合政策課長。

○総合政策課長（奈須 千明君） 最初に完成日の件でございますが、まだ着手しているということではございません。これからということでございます。

○議長（工藤 安雄君） 契約管理課長。

○契約管理課長（加藤 裕三君） 契約管理課長でございます。

契約保証金については、記載がない、これは物品の件でございますので補償金が発生していな

いということで記載がないということでもあります。

以上です。（「もう一個」と呼ぶ者あり）

○議長（工藤 安雄君） 空箱の処理。処理の費用。（「もう一点は」と呼ぶ者あり）総合政策課長。

○総合政策課長（奈須 千明君） 納入後の空箱のことですが、「いや、サーバー、古いサーバー等を」と呼ぶ者あり）それは更新の際に引き取っていただくということです。（「それは無料なんですか」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（工藤 安雄君） 太田正美君。

○議員（20番 太田 正美君） 着手まだしていないということなんですが、実際に運用はこれはいつからするのかという日にちがはっきりされているのでしょうか。要するに、この完成日を12月18日とうたっていますが、これも不定なんですか、まだ決まっていないんですか。その辺が曖昧なんです、実際この機器をいつから運用していくのかということがわからないんですが、説明をお願いします。

○議長（工藤 安雄君） 総合政策課長。

○総合政策課長（奈須 千明君） お答えをいたします。

完成日についてはこの日付でやっていく予定でございます。運用については、ちょっと私、この段階で承知をしておりませんので、また確認をして御説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（工藤 安雄君） 太田正美君。

○議員（20番 太田 正美君） 承知していないというのはちょっとおかしいやない。一応目標なりとしてもいつからやりたいというのがあって、きょうの入札を上程しているんじゃないかと思うんですが。やはりその辺があまりにもその答えでは無責任すぎて、いつからしっかり運用していきたいので、きょう上程しましたということじゃないんでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 総合政策課長。

○議員（20番 太田 正美君） 総務部長でもいいですよ。

○議長（工藤 安雄君） 総務部長。

○総務部長（梅尾 英俊君） お答えをいたします。契約にも明記しておりますけども、完成日が12月18日になっておりますので、この日を供用開始に向けてしたいというふうに（「間に合うかな」と呼ぶ者あり）考えております。

○議長（工藤 安雄君） ほかに質疑ございませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立16名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（工藤 安雄君） 以上で、本臨時会の議事日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。これで、平成27年第3回由布市議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前10時50分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員